

## 神奈川県私立高等学校等の通信制課程設置に関する取扱基準

### (趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定に基づき神奈川県知事を所轄庁とする、通信制の課程を置く私立高等学校及び私立中等教育学校の設置、その他の私立高等学校及び私立中等教育学校の通信制の課程に係る認可については、原則として高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）（以下、「通信教育規程」という。）によるほか、この基準に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この取扱基準において「独立校」とは、通信制の課程のみを置く実施校をいう。
- 2 この取扱基準において「通信教育」とは、高等学校の通信制の課程で行う教育をいう。
- 3 この取扱基準において「設置者」とは、実施校の設置者をいう。
- 4 この取扱基準において「分校」とは、本校から組織的、施設的にある程度分離独立しており、生徒にとっては独立の学校と認められるものをいう。
- 5 この取扱基準において「本校」とは、実施校の主たる施設で分校ではないものをいう。

### (名称)

- 第3条 独立校の名称は、既存の高等学校及び中等教育学校と同一のものであってはならず、原則として類似の名称でないものとする。
- 2 学科及び学科に設けるコースの名称は、全日制及び定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与える名称でないものとする。

### (通信教育の方法等)

- 第4条 通信教育で行う添削指導、面接指導（通学形式による補習等を含む。以下同じ。）及び試験については、次により行うものとする。
- (1) 添削指導は、教科書、学習書、放送その他のメディアを活用して、生徒に報告課題（レポート）を作成・提出させる。
- (2) 面接指導は、生徒を実施校または面接指導等実施施設に登校させ、個別あるいは一斉授業によって行う。
- (3) 試験は、単位認定のために必要不可欠であり、生徒を実施校または面接指導等実施施設に登校させ試験を行う。
- 2 各教科・科目の一単位当たりの添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」という。）第1章総則第2款（通信制の課程における教育課程の特例）に定める回数及び単位時間数以上とする。

- 3 前項の添削指導及び面接指導は、実施校の教員が直接行うとともに、実施校の教員は、指導を行うにあたり、担当する生徒の学習における理解の状況を的確に把握し、その生徒が自ら学び自ら考える力を養えるよう努めなければならない。

(通信教育実施区域)

第5条 実施校の通信教育を受ける生徒の住所（以下「通信教育実施区域」という。）が、神奈川県内のほか、他の都道府県に及ぶ場合には、当該都道府県の意向を踏まえなければならない。

- 2 通信教育実施区域は、面接指導に支障のない範囲で定めるものとする。

(通信教育連携協力施設)

第6条 設置者の設ける分校は、原則として第11条及び第12条の基準を満たすものとする。

(施設・設備の自己所有等)

第7条 本校及び分校の施設及び設備は、原則として設置者の専用かつ自己所有とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、校地、校舎について自己所有であることを要しない。

- (1) 借用部分が賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期借用をできることが確実に認められる場合
  - (2) 借用部分が国又は地方公共団体の所有で、長期借用が困難である場合であつて、短期借用しなければならない相当の理由があると認められる場合
- 2 前項各号に該当する場合において、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額（元利合計）の合計が当該学校（設置の認可にあつては、修業年限相当年数経過後）の年間事業活動収入の5分の1以内であること。
  - 3 本校及び分校の教育研究上の目的を達成するうえで、やむを得ない理由があり、長期借用が困難な特別の事情がある場合は、短期借用とすることができる。
  - 4 本校及び分校の施設及び設備は、原則として、担保に供されたものであってはならない。ただし、次の各号の全てを充たし、教育上及び学校運営上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない。
    - (1) 本校及び分校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
    - (2) 日本私立学校振興・共済事業団及び確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。
    - (3) 前号の担保に関する適正な償還計画があり、当該担保が設置者の資産状況等からみて施設及び設備を長期にわたり使用するうえで支障がないと認められること。

(協力校及び指定技能教育施設)

第8条 設置者は、協力校を設ける場合及び指定技能教育施設と連携する場合には、当該協力校及び指定技能教育施設の設置者との協力及び連携を十分に図り、生徒の修学に支障のないように努めなければならない。

2 設置者は、協力校における面接指導が、通常、夏季休業期間、日曜日等であることや、芸術科目、職業科目等の講師の確保が困難であること等から、予め協力校との間において十分な調整を行い、協力校における教職員、施設、設備、その他の協力を受ける内容について、協力校の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うとともに、その内容について知事に報告するものとする。

(定員)

第9条 設置者は、各施設の定員について、面接指導や試験等を行うに十分な教育環境が確保されるよう、適正な人数を定めなければならない。

(教職員)

第10条 独立校には、校長を置かなければならない。

2 設置者は、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員及び司書教諭を置くように努めるものとする。

(校地・校舎等の面積)

第11条 独立校の校舎の面積は、通信教育規程第8条本文の規定によるものとする。

2 屋外運動場又は体育館の面積は、学習指導要領に定める体操、球技等が実施可能な面積（概ね600㎡程度）とする。なお、屋外運動場に代えて体育館を設置する場合、その面積は校舎の床面積に含まないものとする。

(施設)

第12条 実施校の校舎には、通信教育の用に供する次の各号に掲げる施設を備えなければならない。

(1) 教室（普通教室、特別教室等とする。）

(2) 図書室

(3) 保健室

(4) 生徒集会室

(5) 職員室

2 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における前項第1号、第2号及び第4号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。

3 独立校が当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の高等学校の教育の用に供する施設を兼用することができる施設は、第1項第4号に掲げる施設に限るものとする。

(広報活動)

第13条 広報活動においての学校名、学科名等の表示は、計画承認又は認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して誤認のおそれのある表示を行ってはならない。

2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、学校設置計画承認後に行うことができる。

(1) 新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、ホームページ等の各種広報媒体による広報を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨の文言を十分に認識できるよう表示すること。

(2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨、相手方へ正確に説明すること。

3 課程を設置する場合の広報活動は「課程設置認可申請（計画）書」を知事に提出し、その承認を得た後に行うことができる。

なお、知事は「課程設置認可申請（計画）書」を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会に報告するものとする。

広報活動を実施するにあたっては、前項第1号及び第2号を準用する。

(その他)

第14条 設置者は、各施設の定員に則した生徒募集を行い、過剰に生徒を収容するなど、生徒の教育環境が悪化することのないように努めなければならない。

2 設置者は、生徒募集にあたり、入学志願者及びその保護者に対して実施校の通信制課程としての教育内容及び方法を正確に理解させることに努めなければならない。

また、実施校の生徒募集要項には、通信制の課程である旨が明記されていなければならない。

3 設置者は、実施校における教育活動について、情報提供を行うことはもとより、保護者等よりの問い合わせ等に対して十分な説明責任を果たすよう努めること。

4 設置者は、高等学校の通信制の課程に在学する生徒に対し学習面や生活面で支援する民間施設との関係について、生徒及び保護者等に誤解を招くことのないようにするものとする。

附 則

1 この取扱基準は、平成17年11月1日から施行する。

2 神奈川県私立高等学校の通信教育規程取扱い内規については、平成17年10月31日をもって廃止する。

附 則

1 この取扱基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 第 13 条第 3 項は、学科の設置に準用する。この場合において、「課程」とあるのは「学科」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（令和 4 年文部科学省令第 40 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例による場合における教職員の基準については、なお従前の例による。